

## 二本松市勤労者互助会会則

### (目的)

第1条 この互助会は、二本松市内の事業所に勤務する労働者の福利厚生を増進を図ることを目的とする。

### (名称及び所在地)

第2条 この互助会は、二本松市勤労者互助会（以下「互助会」という。）と称し、事務所を二本松市役所に置く。

### (事業)

第3条 互助会の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 生活資金の貸付事業
- (2) 会員の福利厚生及び共済事業
- (3) 会員の親睦に関する事業
- (4) その他目的達成に必要な事業

### (会員)

第4条 会員は、特別会員と一般会員とする。

2 特別会員は、二本松市長及び市長が指定した職員並びに二本松商工会議所会頭及びあだたら商工会会長が指定した役員とする。

3 一般会員は、二本松市内事業所の勤労者及び事業主で第5条の手続きをとり、会長の承認を得た者とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する者は除く。

- (1) 試用期間中の者
- (2) 臨時従業員、パートタイマー、その他これに準ずる者
- (3) 労働組合に加入している者
- (4) その他、会長が適当でないと認めた者

### (入会)

第5条 前条第3項の会員は、入会申込書（第1号様式）に入会金1,000円を添えて会長に申し出なければならない。

### (会費)

第6条 第4条第3項の会員の会費は、年額1,200円とする。

2 会費は、毎年5月末日（中途加入者は、入会時）までに事務局に納入しなければならない。

3 既に納入した会費は、理由の如何を問わず返戻しない。

### (脱会)

第7条 互助会を脱会する者は、脱会届（第2号様式）を提出し、会長の承認を得なければならない。

(除名)

第8条 会員が、次の各号のいずれかに該当したと理事会が認めたときは、除名することができる。ただし、本人に弁明の機会を与えるものとする。

- (1) 互助会の事業を妨げる行為をしたとき
- (2) 互助会の行う事業に関して虚偽の申述、申請をしたとき
- (3) 会則に反し、互助会の信用を失わせる行為をしたとき
- (4) 第4条に定める会員の資格を失うに至ったとき

(会員の資格喪失時期)

第9条 会員の資格喪失時期は、第7条の脱会が承認された日又は前条の除名の通知が発せられた日とする。

2 前項により会員の資格を喪失するに至ったときは、債務不履行額及び不利益額を速やかに一括繰上償還するものとする。

(役員)

第10条 互助会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 理事 若干名
- (4) 監事 2名

(役員を選出)

第11条 会長は、二本松市長の職にある者とし、副会長は事業主及び勤労者からそれぞれ1名選出する。

2 その他の役員は、特別会員及び一般会員の中から次の各号の区分によって総代会で選出する。

(1) 理事

- ① 勤労者及び事業主 若干名
- ② 特別会員 3名

(二本松市長が指定した職員、二本松商工会議所会頭及びあだたら商工会会長が指定した役員からそれぞれ1名)

(2) 監事

- ① 勤労者 1名
- ② 事業主 1名

(役員職務)

第12条 会長は、互助会を代表し、互助会を統括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、会長があらかじめ定める順位によりその職務を代理し、会長が欠けたときは、その職務を行う。

3 理事は、互助会の事業運営を司る。

4 監事は、互助会の業務及び会計業務の状況を監査し、その結果を総代会に報告する。

(役員任期)

第13条 役員任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。

2 補欠の役員任期は、前任者の残任期間とする。

(専決処分)

第14条 会長は、総代会の議決を経なければならない事項で急を要するものを専決処分することができる。

2 会長は、前項の規定による処置については、次の総代会においてその承認を求めなければならない。

(事務局)

第15条 互助会の業務を処理するために事務局を置く。

2 事務局に事務局長、その他必要な職員を置き、会長が命ずる。

(会議)

第16条 互助会の会議は、総代会及び理事会とする。

(総代会)

第17条 総代会は、各事業所から会員の互選により選出された代議員1名をもって構成し、毎年1回以上会長が招集する。

2 総代会は、代議員の過半数の出席(委任状は、出席とみなす。)により成立し、議事は、出席者の過半数で決する。

3 総代会の議長は、代議員の互選により選出する。

(総代会の議決事項)

第18条 総代会は、次の事項を議決する。

(1) 会則の制定・改廃

(2) 事業計画及び予算、決算の承認

(3) その他この互助会の運営上必要な事項で理事会が審議した事項

(理事会の運営)

第19条 理事会は、会長、副会長及び理事で構成し、必要に応じて会長がこれを召集する。

2 理事会は、構成員の過半数の出席によって成立し、出席者の過半数で決する。

3 理事会の議長は、理事の互選により選出する。

4 理事会は、この会則に定める業務を執行するほか総代会に付議すべき事項及びその他重要な事項を審議する。

(互助会の収入)

第20条 互助会の経費は、入会金、会費、補助金、その他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第21条 互助会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(補足)

第22条 この会則の施行に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この会則は、平成18年4月25日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

(経過措置)

この会則の適用の日の前日までに、合併前の二本松市勤労者互助会会則(昭和53年12月7日施行)、安達町勤労者互助会会則(昭和63年4月1日施行)、岩代町勤労者互助会会則(昭和59年9月12日施行)、東和町勤労者互助会会則(昭和61年3月27日施行)の規定によりなされた決定、手続その他の行為は、それぞれこの会則の相当規定によりなされたものとみなす。

(施行期日)

この会則は、平成27年4月30日から施行し、平成27年4月1日から適用する。